

議案第50号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和34年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「及び第19条の2の2」を「、第19条の2の2及び第19条の2の3」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の5の2中「及び第19条の2の2」を「、第19条の2の2及び第19条の2の3」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の6中「第19条の2」の次に「及び第19条の2の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第19条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同条第2項後段中「第14条第2項及び第3項」を「同条第2項及び第3項」に、「額」を「、額」に改め、同条第3項中「、前項」を「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項」に改め、同条第4項中「、第2項」を「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項」に改める。

第19条の2の2第1項中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第2項後段中「第14条第3項」を「同条第3項」に、「額」を「、額」に改め、同条第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第5項後段中「第14条第3項」を「同条第3項」に、「額」を「、額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第19条の2の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納

付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第19条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の12に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の11に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の10第2項及び第3項」と読み替えるも

のとする。

- 5 当該年度において、第19条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の12に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の11に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第19条の5第1項第2号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第19条の6とし、第19条の4の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第19条の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第19条の2の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年

度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(産前産後期間に関する経過措置)

- 3 改正後の第19条の2の3第1項第1号に規定する産前産後期間の一部がこの条例の施行の日前の期間である場合における同条の規定の適用については、同号中「期間」とあるのは、「期間（令和6年1月1日以後の期間に係るものに限る。）」とする。

(施行前の準備)

- 4 改正後の第19条の5第1項の規定による届出は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

令和5年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国民健康保険法等が一部改正され、出産する被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。